

# 石川県立美術館 画像貸出に関する要項

## ご申請の前に

- 1) 当館からの画像提供は、寄託作品を含め全作品について、原則ポジフィルムの貸出です。  
ただし浮世絵（久世コレクション）については、データでの貸出となります。
- 2) 画像の提供には、必要書類到着後およそ1週間～10日間の時間が必要です。
- 3) 寄託品や、著作権が保護されている作品画像を使用する場合には、所蔵者や著作権者の書面による許可が必要です。所蔵者や著作権者不明の場合、ご相談ください。  
※所蔵者や著作権者の意向により、掲載が制限される場合があります。
- 4) 特別な場合を除き、料金は以下のようになります。  
印刷物等への静止画掲載 1カットにつき 3,200円 (※2019年10月現在)  
動画（テレビ等）に使用 1カットにつき 6,400円 (※2019年10月現在)  
雑誌や書籍等のインターネット公開（広告も含む）やオンデマンド放送、再放送については別途料金が必要です。いずれも初めの申請から1年間につき1回分のご料金をいただきます。二次使用や、1年以上にわたる公開を予定している場合、必ず再度ご申請ください。

## 使用に際する注意点

- 1) 掲載写真には「石川県立美術館蔵」と明記してください（寄託作品は除く）。
  - 2) 作品のトリミングや変形を行う場合、必ず先にその旨をご相談ください。
  - 3) 成果物を1部（部数が極端に少ない場合抜刷も可）提出してください。
  - 4) 写真原板に損傷を与えた場合はその損害を弁償していただきます。
  - 5) 原則として申請後のキャンセルは承ることができません。
  - 6) 画像利用後は、速やかにポジフィルムをご返却ください。
- 上記事項に違反した際には許可の取りやめや、以後申請を受け付けないことがあります。

## 必要書類

- 1) 特別観覧許可申請書
- 2) 雑誌・書籍または番組等の企画書
- 3) 希望する画像の情報（作品名、作家名、図版コピーなど）
- 4) 該当する場合、著作権者もしくは所蔵者の承諾書のコピー
- 5) 該当する場合、使用料減免申請書

※1、5は以下よりダウンロードしてください。

## 石川県立美術館特別観覧許可申請書

申請の日時 令和 年 月 日

石川県立美術館長 殿

住 所 団体名、代表者名（肩書も含め）、電話番号を  
記入してください。研究者等個人の方は  
申請者 氏 名 所属と個人名、電話番号で結構です。  
申請者名を請求書の宛名とします。  
電話番号

特別観覧の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 作品名

作家名、作品名を記入してください。  
足りない場合は様式を変更せず、別紙を添付してください。

作品数とカット数を記入してください。 点数 計 点（カット）

2 目 的

使用する媒体名と使用開始（発行、放映、公開）予定の年月日を記入してください。

3 区 分

静止画使用の場合A欄、動画で使用する場合はB欄にカット数を記入してください。

写真原板 使用	出版物等への掲載を目的とする場合	A 枚
	その他の場合	
写 真 摄 影	出版物等への掲載を目的とする場合	点
	スライド作成を目的とする場合	点
	その他の場合	点
映 画 摄 影		点
テ レ ビ ジ ョ ン 摄 影		B 点
模 写		日 点
模 造		日 点
熟 覧		日 C 点
	計	枚 点

4 日 時 年 月 日 時 分から  
時 分まで 時間 分  
以下は空欄のままで結構です。

備考

- 目的の内容については、具体的に掲載図書名、判型、編著者、発行者、発行予定日、撮影者等を明記してください。
- 特別観覧料については、別に定めるところにより、納入してください。
- 1点とは撮影の際、一方向3シャッターまで撮ることをいい、掲載においては、原板又は焼付1枚を1回用いることをいいます。
- 作品の所有権、著作権又は写真原板の著作権が当館の他にあるものについては、それぞれ当該所有者又は著作権者の許可書を添付してください。

## 「承諾書」について

寄託作品、または著作権の保護期間にある作品画像を使用する場合、所蔵者や著作権者の書面による許可が必要です。申請前に承諾書を準備し、「特別観覧許可申請書」と同時に、「承諾書」のコピーをご提出ください（原本は保管してください）。

書式は任意ですが、下記事項が満たされている必要があります。

- 1) 申請者名（特別観覧許可申請書の申請者と同じ団体名、代表者名）
- 2) 承諾を受けたい作品名
- 3) 上記作品の作者名
- 4) 画像を使用する媒体の名称および画像利用（発行、放映、公開）開始予定年月日
- 5) 所蔵者または著作権者（継承者）の署名および捺印

## 許可書と納付書の送付

必要書類が揃いしだい、美術館から「特別観覧許可書」と「納入通知書」を送付します。

特別観覧料（画像使用料のこと）には納付書を用い、期限内に銀行にてお振り込みください。

申請後のキャンセルはできません。

## 写真の送付

写真データは基本的に写真原板（ポジフィルム）での貸出となります。

特に指定がない場合、着払いにて送付します。

## 使用料減免について

国および地方公共団体等が教育、学術、文化に係る事業のために利用する申請などに関しては、当館での審議のうえ利用料が減免される場合があります。

## 「使用料減免申請書」の記入方法

上記「特別観覧許可申請書」と同じ日時、申請者名をご記入ください。その他は空欄で結構です。

## 熟覧・撮影について

当館の代表メール（[ishibi@pref.isikawa.lg.jp](mailto:ishibi@pref.isikawa.lg.jp)）まで、目的と作品名をお知らせください。

申請書については、C欄および熟覧（撮影）予定日時の欄に記入してください。

お問い合わせ先 Mail（代表） [ishibi@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:ishibi@pref.ishikawa.lg.jp)

TEL 076-231-7580 ／ FAX 076-224-9550